

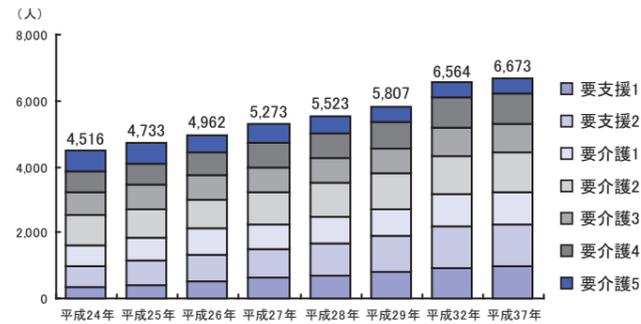
# 介護保険制度の「ここ」が変わります

## 1 平成 27 年 4 月から 介護保険料が変わりました

介護保険料は、3年ごとに見直される介護保険事業計画に基づき、介護サービスに掛かる費用などから基準額を算出し、以下のとおり所得段階に応じて設定されます。右のグラフのとおり、要介護・要支援者認定者数の増加に伴い、65歳以上の人の介護保険料基準月額を5,170円から5,400円へ改訂しました。

本年度の介護保険料は、改定後の所得段階をもとに算定を行い、7月中旬に「介護保険料納入通知書」を送ります。(年金からの天引きで保険料を納めている人には、8月下旬に通知書を送ります。)

要介護・要支援認定者数の推移と推計



### ●介護保険料段階別金額 (平成 27 年度～ 29 年度)

所得段階	対象になる人	計算方法	改定後保険料 (年額)
第1段階	・生活保護の受給者 (※市民税課税の場合あり) ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額 × 0.50	32,400円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、上記の段階以外の人で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の人	基準額 × 0.65	42,120円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、上記の段階以外の人で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	基準額 × 0.75	48,600円
第4段階	世帯のどなたかに市民税が課税されていて、本人は市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額 × 0.90	58,320円
第5段階	世帯のどなたかに市民税が課税されていて、本人は市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	基準額 (5,400 × 12ヵ月)	64,800円
第6段階	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額 × 1.20	77,760円
第7段階	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が120万円以上125万円未満の人	基準額 × 1.25	81,000円
第8段階	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の人	基準額 × 1.30	84,240円
第9段階	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	基準額 × 1.50	97,200円
第10段階	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が290万円以上300万円未満の人	基準額 × 1.60	103,680円
第11段階	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額 × 1.70	110,160円
第12段階	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	基準額 × 1.80	116,640円
第13段階	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が600万円以上の人	基準額 × 1.90	123,120円

## 2 平成 27 年 4 月から 特別養護老人ホームの入所基準が変わりました

これまで特別養護老人ホームは、要介護1から入所できましたが、本年度から、要介護3以上の人に限定されます。(すでに入所している要介護1・2の人は、引き続き入所できます)

ただし、要介護1・2の人でも、やむを得ない事情により居宅での日常生活が困難であると認められる場合は、特例的な入所の対象として申し込みができるため、詳しくは介護保険課までご相談ください。

## 3 平成 27 年 8 月から 一定以上の所得がある人は利用者負担が2割になります

65歳以上で本人の合計所得金額が160万円以上の人は、利用者負担が2割になります。ただし、同一世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身で280万円未満、2人以上で346万円未満であれば1割のまま変わりません。

要介護・要支援認定を受けている人に負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を7月中に送付します。8月以降に介護保険サービスを受ける際、事業所に提示してください。

## 4 平成 27 年 8 月から 高額介護サービス費の上限が一部変わります

高額介護サービス費の利用者負担段階区分に「現役並み所得相当」が新設されます。現役並み所得相当とは、同一世帯に65歳以上で課税所得が145万円以上の人がある、同一世帯の65歳以上の人の収入が単身で383万円以上、2人以上で520万円以上の世帯などのことをいいます。

介護保険では、1ヵ月ごとの自己負担が上限額を超えたとき、申請によりその超えた額を高額介護サービス費として払い戻しを受けられます。この上限額について、医療保険の「現役並み所得相当」に相当する人は、月額37,200円から44,400円に引き上げとなります。

平成 27 年 7 月まで

一般	37,200円(世帯)
住民税非課税世帯	24,600円(世帯)
収入80万円以下の人など	15,000円(個人)
生活保護受給者など	15,000円(個人)

平成 27 年 8 月から

現役並み所得相当	44,400円(世帯)
一般	37,200円(世帯)
住民税非課税世帯	据え置き
収入80万円以下の人など	
生活保護受給者など	

## 5 平成 27 年 8 月から 低所得の施設利用者の食費・居住費等の軽減の適用要件が変わります

これまで住民税非課税世帯の人は施設入所等の食費・居住費の軽減を受けることができましたが、8月からは次のいずれかに該当する場合は、軽減を受けることができなくなります。

- ▷世帯分離している配偶者が住民税課税である場合
- ▷預貯金等の額が、単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える場合

## 6 平成 29 年 4 月から 介護予防・日常生活支援総合事業を始めます

要支援1・2の人を対象とする「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」が介護予防・日常生活支援総合事業へ移行し、サービスが多様化されます。市町村により移行時期は異なり、本市では、平成29年4月の開始を目指しています。なお、詳細は今後発行の広報でお知らせします。

☎ 介護保険課介護保険担当 (TEL) 71・2472 (FAX) 71・2503